

## にいがた都市交通戦略プラン〔後期実施計画〕と地域公共交通計画の策定について

### 1. 次期計画の策定について

「にいがた都市交通戦略プラン〔前期実施計画〕」<sup>※1</sup>および「新潟市地域公共交通網形成計画」<sup>※2</sup>の両計画は、当初の計画対象期間が終了します。このため、今年度よりこれらの次期計画の策定に着手します。また、次期計画の策定は、本会議に諮りながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

※1 「にいがた都市交通戦略プラン〔前期実施計画〕」：

にいがた都市交通戦略プランに示す交通の将来像の実現を目指し、基本方針ごとの具体的な取り組み及び評価指標を設定し、年度ごとに取り組みの進捗管理や、評価などを行う計画のこと。

※2 「新潟市地域公共交通網形成計画」：

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、地域公共交通活性化再生法）に基づき、持続可能な公共交通のネットワークを形成するための、基本的な方針と目標などを示した計画のこと。地域公共交通活性化再生法の改定により、従来の網形成計画から地域公共交通計画へ名称等が変更。

### 2. 計画策定にあたり主に会議で審議するもの

- (1) 前期実施計画、地域公共交通網形成計画の総括
- (2) 本市地域公共交通のニーズ、問題点・課題
- (3) 運行を確保・維持する運行系統
- (4) 基本方針の達成状況を評価するための成果指標及び数値目標
- (5) 目標実現のための具体的な施策案
- (6) 計画素案

### 3. スケジュール

- ・ 10月下旬を目途に策定支援業務委託を発注
- ・ 詳細なスケジュールは業務委託契約後に改めてお伝えします。